

会費に関する規約

関西学院ベンチャー新月会

(総則)

第1条 この規約は、関西学院ベンチャー新月会会則第11条に基づき、本会の会費に関する事項を定める。

(会費)

- 第2条 会費は本会の事業年度に基づき決定することとする。
- 2 1事業年度当たり3万円とし、本会が指定する方法で納入するものとする。
 - 3 既に納入された会費については返還しないものとする。
 - 4 継続して1年以上会費を滞納した時は本会の会員資格を喪失する。

(会費の免除)

第3条 学校法人関西学院在籍学生・生徒は在学期間内に限り会費を免除する。

(退会における会費の取扱)

第4条 更新月の前月末までに本会所定の退会手続完了後、翌年度分より請求を停止する。

(改廃)

第5条 本会の規約の改廃は幹事会において行う。

(付則)

- 1 この規則は、2020年6月16日より施行する。